

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和7年 6月 29日	
山口県知事 村岡 嗣政 殿	
提出者 住 所 山口県長門市仙崎4286番地100 氏 名 川上土木株式会社 代表取締役 川上将司 電話番号 0837-26-2020	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	川上土木株式会社
事業場の所在地	山口県長門市仙崎4286番地100
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	61,263 千円
③ 従業員数	9人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 コンクリート塊→処理業者に委託→再生砕石として再資源化 木くず、繊維くず→処理業者に委託→木材チップとして再資源化 その他がれき類、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック→処理業者に委託→埋立処分

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) (代表)―(工事主任)―(現場担当者)				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		別紙2-1のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量			
	(これまでに実施した取組) ・ 分別を徹底し、排出を抑制している。			
② 計画	【目標】		別紙2-1のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	排 出 量			
	(今後実施する予定の取組) ・ 分別の徹底に加え、再資源化の促進に努める。			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類は分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に同じ。			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組) ・ 特になし			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特になし			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙2-1のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全 処 理 委 託 量			
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量			
	再生利用業者への処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量			
	(これまでに実施した取組) ・ 再利用可能なものは、再生利用業者へ処分を委託する。 ・ 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面に よる契約を実施している。			

② 計画	【目標】	別紙2-1のとおり			
	産業廃棄物の種類				
	全 処 理 委 託 量				
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量				
	(今後実施する予定の取組) ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 ・再利用可能なものは、再生利用業者へ処分を委託する。				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	川上土木株式会社	所在地(市町名)	長門市	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	-----	-------	-------

[illegible]